

別表

種別	要件	軽減補助額
1類	<p>1 成績条件 高等学校に在学する生徒であって、1年生は当該年度1学期の、2、3年生は前年度の生徒の成績が5段階評価で2以下が50%未満であること。</p> <p>2 経済的条件 (1) 生活保護世帯 (2) 市町村民税所得割非課税世帯</p>	<p>当該高等学校に生徒が納付すべき授業料の全額から就学支援金支給額を控除した額</p>
2類	<p>1 成績条件 1類と同じ</p> <p>2 経済的条件 上記1類以外で、世帯の市町村民税所得割課税額が135,400円未満であり、経済的事情その他の理由により教育上特に免除の必要があると認められること。</p>	<p>当該高等学校に生徒が納付すべき授業料の1/2から就学支援金支給額を控除した額 ただし生徒一人当たり月額10,000円を限度とする。</p>
特別	<p>1 成績条件 高等学校及び中学校3年生に在学する生徒であって、学習意欲があると認められること。</p> <p>2 経済的条件 保護者等の失業や倒産などの家計の急変により、授業料の納付が困難となった者で、急変後の世帯の総所得金額が生活保護法による最低生活費の170%以内となる見込みであり、家計急変の原因が現に継続していること。</p>	<p>当該高等学校または中学校に生徒が納付すべき授業料の全額から就学支援金支給額を控除した額</p>